

故障者リスト入り（n回目）



先月は血尿でしたが、今月は内側のくるぶしが痛くなってしまいました。なかなか痛みが引かないので、練習が再開できません。

調べたところ、後脛骨筋腱炎という名称がついており、長時間ジョギングをすると腱に負担がかかって炎症することがあるようです。

練習できないと徐々に能力が衰えていきますので、これまでの努力のことを考えるととても残念です。ですが、なってしまったものは仕方がないので、体調と相談しながら無理せずに頑張っていこうと思います。

無事之名馬（ぶじこれめいば）という格言がありますが、いままさにこれを実感しているところです。

訴訟のWeb会議

これまではちょっと技巧的な手法により、Web会議による裁判が行われてきました（書面による準備手続という方法を用います）が、今年の3月からは特に工夫しなくてもWeb会議を行えるように法律改正がされました。

ということ、2月の期日に出頭した際、裁判所がしきりにアピールしてきました。私としては、あまり違いは感じないのですが、裁判所的には手続きが利用しやすくなったと安心しているようです。

別居中の婚姻費用

夫婦が別居中、それぞれの収入に応じて一方（多くの場合、夫側）が他方（多くの場合、妻側）に毎月生活費を渡さなければなりません。

算定表をみながら相場となる金額を確認するのが原則ですが、例外もあります。たとえば、婚姻費用を支払う側が相手の家賃を負担しているような場合です。算定表の金額には住居費も考慮されています。ですので、それぞれの収入に応じて機械的に算定表にあてはめただけでは、婚姻費用をもらう側が二重取りになってしまいます。このような場合には金額の調整が必要となります。ただ、婚姻費用から家賃全額を引けるかというとそうではありません。収入等によって変わってきますが、だいたい2～3万円程度になります。支払う側からすれば、負担は通常の場合よりも大きいので、この負担から逃れるためにはできるだけ早く離婚を成立させなければなりません。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設